

条件付償還義務株式の 会計処理について

いたばしあつし
板橋淳志

要 旨

本稿は、償還義務を有する株式のうち、償還義務の発生が株主の請求や不確実な事象の発生のように発行者のコントロール外の事象に依存するもの（条件付償還義務株式）を貸借対照表上、どのように表示すべきかについて検討するものである。具体的には、債務性をメルクマールとした現行の負債の定義に照らして、2つの会計処理方法を検討し、それぞれの課題を整理している。1つは、条件付債務に関する会計処理の基礎にある考え方に倣い、条件達成（償還）の可能性を貸借対照表に反映させる会計処理を適用する方法である。もう1つは、条件付償還義務株式を複合金融商品として捉える立場から、それを構成する基本的な金融商品に区分して会計処理する方法である。前者については、測定可能性の問題、資本からの控除方法、配当の損益計算書における表示等、いくつか解決すべき課題を取り上げている。後者においては、区分される償還義務要素の測定可能性、要素間の不可分性を測定に反映させる方法および区分処理が妥当とされる場合の判断規準を課題として取り上げている。

キーワード：偶発事象、条件付債務、償還株式、優先株式、負債と資本の区分、複合金融商品

本稿を作成するに当たっては、日本銀行金融研究所のスタッフ、とりわけ川村義則客員研究員（早稲田大学助教授）および古市峰子氏から有益なコメントをいただいた。ただし、本稿に示されている意見は、日本銀行の公式見解を示すものではない。また、ありうべき誤りは、すべて筆者個人に属する。

板橋淳志 日本銀行金融研究所（現 金融機構局、E-mail: atsushi.itabashi@boj.or.jp）

1. はじめに

近年、わが国では、配当や残余財産分配請求権について保有者に優先的な請求権を認めた優先株式が多くの会社で発行され、一般的な資金調達方法として定着しつつある。銀行の資本充実や企業再生の手法として利用される場面が増え、また、商法改正による種類株式制度の緩和がそれを後押ししてきた。このような優先株式は、配当計算や残余財産分配等の点で社債に類似する特徴を持たせて発行されることが多く、負債と資本の両方の性格を有する金融商品として認識されている。また、いまだ数は少ないものの、保有者に償還¹請求権を付与する株式（わが国では一般に義務償還株式と呼ばれている）が優先株式のかたちで発行されるケースがみられるようになってきている。

このような株式の発行者側における会計上の取扱い、特に負債として表示すべきか、資本として表示すべきかに関しては、わが国では負債の概念が確立していない等の事情もあり、活発な議論が行われてこなかった²。しかしながら、2004年7月に企業会計基準委員会（以下「ASBJ」という）から討議資料「財務会計の概念フレームワーク」³（以下「概念フレームワーク討議資料」という）が公表され、わが国においても負債と資本の概念の明確化を進める動きがみられる。また、ASBJでは、貸借対照表表示検討専門委員会を設置して、概念フレームワーク討議資料の考え方を素材に貸借対照表の貸方の区分に関する全般的な検討を行い、2005年12月に企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に係る会計基準」（以下「純資産会計基準」という）および企業会計基準適用指針第8号「貸借対照表の純資産の部の表示に係る会計基準等の適用指針」を公表している⁴。優先株式の会計処理については、検討対象とされていないが、このような検討を通じて、貸借対照表の貸方表示のあり方について関心が高まってきているところである。

一方、米国では、従来から優先株式の発行が一般的であり、機関投資家の長期運用対象として広く利用されてきた。このため、優先株式を負債と資本のいずれに区分して計上するかという問題に関して、特に償還義務を有する株式（以下

1 償還には、2005年6月の会社法制定以前は、商法上、「株式ノ買受」（222条1項3号）と「利益ヲ以テスル株式ノ消却」（222条1項4号）があり、会社法においては、会社がいったん株式を取得したうえで自己株式として消却するという概念整理が行われている。本稿では、以下、こうした買受けあるいは取得と消却を合わせて償還と呼ぶこととする。

2 これに対して、こうした株式の取得者側の会計処理に関しては、企業会計基準委員会から、実務対応報告6号「デット・エクイティ・スワップの実行時における債権者側の会計処理に関する実務上の取扱い」（2002年10月）、実務対応報告10号「種類株式の貸借対照表価額に関する実務上の取扱い」（2003年3月）が公表されている。

3 2004年9月に一部表現上の修正が行われている。

4 会社法施行以降終了する事業年度において適用される。

「償還義務株式⁵」という)を中心に多くの議論が行われてきた。その検討結果の1つとして、米国財務会計基準審議会(以下「FASB」という)は、2003年5月に財務会計基準書(Statement of Financial Accounting Standards)150号「負債と資本の特徴を併せ持つ金融商品の会計」(以下「FAS150」という)を公表し、償還義務を有する株式のうち、予め定められた日(もしくは決定可能な日)に、または、発生することが確実な事象の発生時に、資産を譲渡してその株式を償還する義務を発行者に負わせる株式(以下「強制償還義務株式」という⁶)については負債に計上することとした。このような強制償還義務株式の負債計上は、国際会計基準⁷の扱いと共通している。その妥当性をめぐっては、法的な位置付けの観点等からさまざまな議論はあるものの、後述のように、米国基準、国際会計基準ともに、比較的素直に財務会計に関する概念フレームワークを適用した結果と考えられる。

このような強制償還義務株式に対して、償還義務の発生が、保有者の請求や不確実な事象の発生等、発行者のコントロール外の事象に依存する株式(以下「条件付償還義務株式」という)もある。こうした株式の会計処理については、米国基準では、今後の検討課題としてFAS150では明示的に取り上げておらず、また、国際的に統一的な取扱いが示されていない事項の1つであり、今後の対応が注目される。さらに、前述のように、わが国においても保有者の請求を条件として償還される優先株式が発行されてきており、このような株式の会計処理が現実の課題として浮かび上がっている。

以上のような問題意識から、本稿では、米国基準や国際会計基準のように強制償還義務株式を負債に計上することを前提とした場合に、条件付償還義務株式を貸借対照表上、どのように表示すべきかについて、主に2つの方法の適用可能性について検討することとする。1つは、条件付償還義務株式の有する償還義務が、債務保証や製品保証等の条件付債務に類似するものと捉え、条件付債務と同様に、条件付償還義務株式の償還可能性を貸借対照表において反映させる方法(本稿では後述の

5 本稿では、償還義務株式を、会社に償還義務が生じる株式を意味するものとして使用しており、後述する強制償還義務株式および条件付償還義務株式が含まれる。それぞれの概念を整理すると、次のようになる。

償還義務株式	{	強制償還義務株式 …… 予め定められた日(もしくは決定可能な日)に、または、発生することが確実な事象の発生時に、資産を譲渡してその株式を償還する義務を発行者に負わせる株式。
		条件付償還義務株式 …… 償還義務の発生が、保有者の請求や不確実な事象の発生等、発行者のコントロール外の事象に依存する株式。

なお、これに類似した用語として前出の義務償還株式があるが、これは、株式の保有者が償還請求権を有する株式を指し、本稿でいうところの条件付償還義務株式に含まれる。

6 FAS150においては、強制償還義務金融商品(mandatorily redeemable financial instruments)と呼ばれているが、以下では、主として株式を対象として議論を進めるため、「強制償還義務株式」と呼ぶ。

7 正式には国際財務報告基準(International Financial Reporting Standards)だが、本稿では、国際会計基準と表現することとする。

FASB討議資料に倣って「蓋然性基準アプローチ」という)である。もう一つは、条件付償還義務株式を負債的要素と資本的要素の両方を有する複合金融商品として捉え、基本的な金融商品に区分して表示する方法(以下「構成要素アプローチ」という)である。

本稿の構成は以下のとおりである。まず2節で償還義務株式の概要について簡単にみていく。次いで3節として、このような株式の発行者側の会計処理について、日本基準、米国基準、国際会計基準の現行の取扱いとこれまでの議論について考察する。そのうえで4節では、これらを前提に条件付償還義務株式の貸借対照表上の表示について、上述の2つの方法を中心に検討する。最後に5節でまとめを行う。

2. 償還義務を有する株式の概要

以下では、償還義務株式の概要として、わが国および米国における取扱いと発行例についてみていくこととする⁸⁾。

(1) わが国における取扱いと発行例

わが国の改正前商法では、普通株式とは内容の異なる数種の株式(以下「種類株式」という)の発行が許容されていた。このうち、発行当初から会社の買受け、または、利益による消却を予定している特別の株式(同法222条1項3号、4号)は、一般に償還株式と呼ばれている。もっとも、改正前商法では、種類株式の発行に当たって、定款をもってその株式の内容および数を定めることを要するとのみ規定されており(同222条2項)償還株式についてどのような償還条項を付すことが可能かについての細かい定めはなかった⁹⁾。

もともと改正前商法では株主平等原則の例外として、権利内容の異なる株式の発行を許容していたが、2001年の改正により種類株式の内容の柔軟化が図られ、利益または利息の配当、残余財産の分配、株式の買受け、利益をもってする消却、議決権を行使することができる事項に関して、さまざまな条件の株式の発行が可能となった。このことから、発行者、保有者の事情を勘案して設計しやすい種類株式、特に配当優先株式の発行が頻繁に行われるようになった。また、この背景には、金融

8 なお、わが国においては、2005年6月に会社法が成立(2006年5月1日施行)し、商法の大幅な改正がなされたが、本稿は会社法の施行前に執筆されたものであり、その時点での発行例は従前の商法(以下「改正前商法」という)のもとで発行されたものであることから、ここでは、改正前商法における取扱いを中心にみていく。

9 一般に、わが国では、償還の選択権が株式の発行会社にあるものを随意償還株式、保有者である株主にあるものを義務償還株式と呼んでいる。また、会社、株主のいずれに償還の選択権があるかではなく、予め定められた償還期限が到来すれば当然に強制消却される株式も理論上考えられるとする見解もある(以上につき、稲葉[2004]46頁、龍田[2003]257~258頁を参照)。

機関が不良債権処理の過程で資本充実を迫られたことや、企業再生の手法として単なる債権放棄に代わって（あるいは債権放棄と組み合わせで）デット・エクイティ・スワップ（DES）が用いられるようになったこと等もある。

改正前商法のもと、日本で実際に発行されている優先株式¹⁰の多くは、株式の発行価額と同額で普通株式に優先する残余財産分配請求権を有し、固定額の配当または発行価額に市場利率に連動した変動率を乗じた配当を行う内容となっている。また、株式として発行されながら、発行者である会社に償還の権利を付与したものが多し。さらに、株式保有者に普通株式への転換権を付与したり、期限を設けて一斉に普通株式への転換を強制する場合もある。また、銀行法・独占禁止法上の制約から、議決権のない株式が発行されることも多い。こうした株式は、残余財産分配請求権や配当の計算、議決権の点からみて、社債に類似する特徴を有すると考えられる。

こうしたなか、少数ではあるものの、株式の保有者が償還請求権を有するかたちの株式が発行されるケースがみられる¹¹。このような償還条項を付すことにより株式保有者の投資回収の選択肢を増やすことで、債権者側をDESに応じやすくする効果が見込まれている。これらの株式は、例えば、一定期間の累積利益や剰余金が予め定められた金額を超過することを条件に、利益や剰余金に連動した一定金額を上限として、一定期間だけ株主の償還請求に応じるものとされており、償還義務を負担する点からみれば、会社が償還の権利を持つだけの場合に比べて、より社債に近い性格を有することとなる。

さらに、2005年6月に成立した会社法では、2条18号において、株主が会社に対して取得を請求できる株式（取得請求権付株式）が規定されており、これが金銭等を対価とする場合には、条件付償還義務株式のうち保有者による償還請求を条件とするものと同じと考えられる。また同法には、一定の事由が生じたときに発行者が取得することを定款で定めることができる株式（取得条項付株式）の発行を認める規定が設けられている（2条19号、107条1項3号、108条1項6号、107条2項3号イ、170条）¹²。

10 多くの事例があるが、例えば、ダイエーが2001年3月以降発行している各種の種類株式、長谷工コーポレーションが2002年8月に発行したA種優先株式等がある（例えば藤原〔2005〕83～104頁を参照）。

11 長谷工コーポレーションが2002年8月に発行した第1回B種優先株式、三井鉱山が2004年3月に発行したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、日鐵商事が2002年7月および2003年3月に発行した種類株式B等がある。

12 もっとも、これについては、「一定の事由が生じたことを条件としてこれを取得することができる」と規定されているだけで（会社法107条1項3号）発行者が一定の事由が生じても取得しないことが許容されるかどうかは必ずしも明らかではない。しかし、170条1項によれば、一定の事由が生じた日に取得条項付株式を取得するとされていることから、これに従えば、金銭等を対価とする場合、一定の事由の設定次第で、取得条項付株式が条件付償還義務株式に該当することになる場合もあると考えられる。

(2) 米国における取扱いと発行例

米国では、資金調達目的での優先株式の発行が従来から広く行われており、そのタイプは、社債型、転換社債型、社債交換型、短期市場型の4つに大別される。これらのうち、社債交換型は、発行から一定期間経過後に会社の選択により優先株式を社債に一斉変更できるものであり、短期市場型は、社債型優先株式のうち短期金融市場の金利に応じて優先配当率を変動させるものである。米国の優先株式は、伝統的には機関投資家による長期運用対象として購入されてきており、短期市場型もその大部分が機関投資家や法人投資家により、短期の余裕資金運用の一環として購入されている。償還については、償還期限を設け、償還準備金を積み立て、償還スケジュールを設定するのが一般的となっている。償還原資として、留保利益に限るケース、払込資本剰余金まで認めるケース、一定の条件のもとで払込株式資本の使用を認めるケースがあるが、州法により異なっている¹³。

償還に関する取扱いも各州が定める会社法により異なるが、各州の会社法がモデルとする模範事業会社法（RMBCA: Revised Model Business Corporation Act）においては、基本定款に定められていれば、次のような株式を発行することが可能な内容となっている。すなわち、(i)会社、株主、もしくは、その他の第三者の選択により、または、特定の事象の発生により、(ii)現金、負債、証券、またはその他の財産と交換に、(iii)特定された、もしくは、公式に従った価格と金額で、基本定款の定めにより償還または転換される1つまたは複数の種類（クラスまたはシリーズ）の株式を授権してよいとされている（RMBCA § 6.01(c)(2)）。このように、米国のモデル法においては、基本定款に株式償還の対価および償還事由を定めることにより、会社の選択により償還される株式や、株主の選択により償還される株式の発行が許容され、さらに、発行会社、株主のいずれにも関係しない事象の発生により償還される株式の発行も許容される内容となっている。

なお、FAS150では、例えば強制償還義務株式の例として、金融機関が設立した信託その他の事業体が発行し、特定日（または決定可能な日）に償還される信託優先証券¹⁴（FAS150, pars.A4-5）や、保有者の死亡に伴い償還される株式（FAS150, par.A6）が掲げられている。また、条件付償還義務株式の例としては、発行会社に対する支配の変更があったときから6ヵ月後に償還される株式（FAS150, par.A8）や、償還期限のある普通株式への転換予約権付優先株式でいまだ転換予約権の行使期限が過ぎていないもの（FAS150, par.A9）が挙げられている。

13 木下 [1991] 289～293頁を参照。

14 金融機関が設立した信託その他の事業体は、外部の投資家に一定の期限を有する信託優先証券を発行し、その対価で金融機関が発行する劣後債やローンを取得する。金融機関が当該事業体を解釈指針46号「変動持分事業体の連結」(FIN46)に基づいて連結する場合には、信託優先証券の連結上の表示が問題となる。これについては、強制償還義務を有する証券として負債計上が行われることとされている（FAS150, footnote12を参照）。

3. 償還義務株式に関する現行基準による会計処理と国際的な動向

これまで述べたように、償還義務株式は、株式としての資本という性格を持ちながら、償還義務という負債の性格を併せ持つため、会計上、両方の性格をどのように表現すべきかについて、多くの議論が行われてきた。このうち、強制償還義務株式については、議論はあるものの¹⁵、負債として区分されるとの主張は直観的に理解しやすい。同様に、償還義務を課されない株式について、それが資本として区分されることについても理解しやすいであろう。問題は、その中間に位置する条件付償還義務株式である。その取扱いについてはこれまでもいくつか提案されてきているが、負債と資本の同居状態を取り扱う方法は必ずしも確立されているとはいえない。

そこで本節では、条件付償還義務株式の会計処理を検討する前提として、日本基準、米国基準、国際会計基準における負債と資本の区分に関する考え方と、償還義務株式の発行者側の会計処理に関する現行基準の取扱い、そして、負債と資本の区分に関する議論と動向について整理する¹⁶。

(1) 日本基準

イ. 企業会計原則および純資産会計基準における負債と資本の考え方

日本では、長年、「企業会計原則」が貸借対照表の区分方法を定めていた。ここでは、貸借対照表の貸方を負債の部と資本の部に区分することが要求されていた（企業会計原則第三・一、二）。しかし、負債の定義および測定方法に関して包括的な会計基準は存在していなかったことから、それまでの商法の規定および会計基準において定めることにより、資本として含められる項目が明示され、それ以外を負債とするという、いわゆる資本確定アプローチが採用されていたと考えられる¹⁷。

15 例えば、FASBが1990年に公表した討議資料（後述のFASB討議資料）では、現行の負債の定義を前提としても、資本とすべきとの議論のあることが紹介されている。すなわち、強制償還義務株式は、法的に「株式」として特徴付けられるため、会社法から生じる株主への分配制限が株式を償還する契約に優先する場合には、契約上要求される経済的便益の将来の犠牲（資産の引渡し）を避けることとなる可能性があることから（FASB討議資料, par.84）資本として区分すべきことが主張されている。

これに対して、負債とすべきとの立場からは、法的強制力を考慮することは重要であるものの、貧弱な財政状態になることで初めて償還義務を回避できるのであれば、契約上要求される現金の支払義務は簡単に回避可能とはみなされず、また、可能であるとしても意図的に企業をそのような状態にする可能性は低い（FASB討議資料, pars.86-88）と反論されている。

両者の見解の相違は、経済的便益の将来の犠牲（資産の引渡し）が回避可能となる状況についての捉え方に起因するものと考えられる。この点、FAS150では、現行の概念フレームワークの負債の定義を満たすことを理由に、強制償還義務株式を負債と捉えている（FAS150, par.B20）。これは、資産を犠牲にする義務を、究極的な場合に回避可能かどうかという観点でなく、通常の状態において回避が困難かどうかという観点で捉えるものと考えられる。

16 本節の記述のうち、負債と資本の区分の考え方、その議論と動向については、一部、川村[2004]1~5頁を参考としている。

17 徳賀[2005]170頁を参照。

一方、新たに公表された純資産会計基準では、貸借対照表の貸方を負債の部と純資産の部に区分することが要求されている。そして、負債の部には原則として返済義務を有するものが、純資産の部にはそれ以外のものが含まれることとなった。その結果、純資産の部には、例えば、従来、負債の部に含まれていた新株予約権や、中間区分を設けて表示された少数株主持分が含まれることとなっている。こうした負債と純資産の区分については、いわゆる負債確定アプローチが採用されていると考えられる¹⁸。他方、資本は、株主に帰属する部分を指す位置付けが明らかとなるように株主資本とされ、純資産の構成項目となっている。純資産会計基準に従った場合、株式の発行額は株主資本として、社債の発行額は、返済義務を有するものとして負債として表示される。

ロ．償還義務株式の発行および償還の会計処理

株式の発行および償還に関する会計処理は、より具体的には、以下のとおりである。

まず、発行時には、実際の払込みまたは給付をした財産の額全額を原則として資本金の額とするが、その2分の1までの額を資本に組み入れずに資本準備金とすることを認めている（会社法445条1～3項）。また、株主総会決議と債権者保護手続を経て、資本金の額または資本準備金の額を減少することが認められる（同法447条、448条、449条）。減少によって生じる剰余金は、資本性の剰余金の性格を有することから、減少の法的手続が完了したときにその他資本剰余金に計上される（「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」以下「自己株式等会計基準」という 20項、59項）。

次に、発行株式を償還する場合には、以下のように会計処理される¹⁹。まず、取得した自己株式は、自己株式の科目で純資産の部の株主資本からの間接的な控除項目として表示される（自己株式等会計基準7～8項）。そのうえで、その自己株式が消却される場合には、消却手続完了時に、いずれかの株主資本項目（その他資本剰余金、その他利益剰余金 繰越利益剰余金）から減額処理が行われるが、いずれの項目から減額されるかは、取締役会等の会社の意思決定機関で定められた結果に従うこととされている（自己株式等会計基準12項、44～46項）。なお、株主に対する配当については、剰余金の処分とされ、費用として扱われることはない。

このように、現行の日本基準では、株式に償還義務があっても、その発行価額は株主資本として区分される。これに従えば、強制償還義務株式についても、後述の米国基準や国際会計基準と異なり、発行時には株主資本として資本金および資本準

18 ただし、割賦繰延利益、修繕引当金等の返済義務を表さない項目についても、引き続き負債の部に表示されることとされている。

19 この点、改正前商法では、株式の強制消却という概念があったが、会社法では概念の整理が行われ、会社がいったん株式を取得したうえで自己株式として消却することとされている（178条）。このため、ここでは、株式の償還における会計処理として、自己株式の取得および消却の処理をみていくこととする。

備金に計上されることとなる。償還については、買受けもしくは消却が実際に生じたときに会計処理が行われ、それ以前の段階で資本から控除されることはない。また、買受けの場合には、資本のどの要素に対応するものかは明確にされず株主資本からの控除として扱われ、消却の場合には、会社の意思決定により資本の各要素が減額されることとなる²⁰。

八．負債と資本の区分に関する議論と動向

負債と資本の両方の性質を有する金融商品の会計処理をめぐっては、これまでも、例えば、転換社債および新株引受権付社債の会計処理について検討が行われてきた²¹。しかし、償還義務株式については、これまで発行例が少なかったこともあり、活発な議論は行われていないようである。

その一方で、前述のとおり、ASBJの基本概念ワーキング・グループから、2004年7月に概念フレームワーク討議資料が公表された。これは、日本の会計基準を開発・設定していくに当たり、いわゆる概念フレームワークを明文化する必要性が各方面から指摘されたのを受けて、ASBJが、外部の研究者を中心に一部の委員や事務局メンバーが加わるワーキング・グループを組織し、基本概念の整理を委託した成果として公表されたものである。概念フレームワーク討議資料によれば、資産は、「過去の取引または事象の結果として、報告主体が支配している経済的資源、またはその同等物をいう」と定義され（概念フレームワーク討議資料「財務諸表の構成要素」4項）、負債は、「過去の取引または事象の結果として、報告主体が支配している経済的資源を放棄もしくは引き渡す義務、またはその同等物²²をいう」と定義される（同5項）。負債は資産のマイナスの面が強調される定義となっており、資産と負債の差額を「純資産」としている（同6項）²³。

概念フレームワーク討議資料は基本概念ワーキング・グループの見解として公表されたものであり、ASBJの正式な見解を示すものではない。しかし、前述した貸借対照表表示検討専門委員会において、概念フレームワーク討議資料の考え方を基礎に貸借対照表の貸方の区分の検討が行われ、貸借対照表の純資産の部を中心とした表示に関する会計基準が公表される等、すでに基準設定過程においてその有用性についてのテストが始まっている。償還義務株式のような負債と資本の両方の性質

20 すなわち、その他資本剰余金、その他利益剰余金（繰越利益剰余金）から減少させる項目を会社が選ぶこととなる。

21 「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」七 1参照。なお、2001年の商法改正により、両者は新株予約権付社債として整理されたが、会計処理については、従前の処理がそのまま引き継がれている（実務対応報告1号「旧商法による新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い」Q2および実務対応報告16号「会社法による新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い」Q2を参照）。

22 同等物には、「法律上の義務に準じるものが含まれる」とされている（概念フレームワーク討議資料「財務諸表の構成要素」注3）。

23 このように、資産と負債を定義し、その差額を純資産と捉える点は、後述のように、米国基準と同じである。

を有する複合金融商品については、公表されている限り、現時点では検討の対象とされていないが、今後、貸方の区分をめぐる議論とともに、活発化する可能性もあろう。

(2) 米国基準²⁴

イ．概念フレームワークにおける負債と資本の考え方

米国では概念フレームワーク上、貸借対照表の貸方を負債の部と資本(株主持分)の部に2区分する考え方が採用されている。また、資本は資産から負債を控除した差額として定義されている(財務会計概念書6号「財務諸表の構成要素」以下「FAC6」という、par.49)。

負債とは、過去の取引または事象の結果として、将来、資産の引渡しまたはサービスの提供を他の事業体に行う現在の義務から生じる経済的便益の将来の犠牲と定義されている²⁵(FAC6, par.35)。概念フレームワークによれば、負債には次の3つの本質的な特徴がある。

- (a) 特定の日または決定可能な日に、特定の事象の発生あるいは請求に従って、発生可能性の高い将来の資産の引渡しまたは使用による決済を伴うような、現在の義務または責務を具体化したものである。
- (b) 義務または責務は特定の事業体に課され、将来の犠牲を避ける裁量の余地がない。
- (c) 事業体に義務を課す取引または他の事象がすでに生じている。

負債は、法的に強制される義務がほとんどであるが、衡平法上または推定的な義

24 米国では、一般に認められた会計原則としてFASBの各種公表物(財務会計基準書、解釈指針等)等がある(米国監査基準 Statements on Auditing Standards 69号を参照)。このほか、1933年証券法、1934年証券取引所法等に基づいて提出される財務諸表に関して、SECによりRegulation S-Xが制定されており、主として財務諸表および附属明細表の様式および内容に関する規則が定められている。なお、SECによるRegulation S-Xの改訂、GAAPに従った会計処理を含む会計処理についてのSECの見解、監査人および監査人についての見解、監査人の処分等は、会計連続通牒(ASR)として公表されている。

25 2000年10月にFAC6の改訂を提案する公開草案が公表されている。この中では、従前の債務性(経済的資源を放棄または引き渡す現在の義務)を基礎とする負債に加えて、一定の株式発行義務の特徴を有する金融商品を負債に追加している。すなわち、株式の発行による決済を要求(または許容)する金融商品(複合金融商品の場合はその構成要素 以下、この脚注において同じ)について、金融商品の発行者と保有者の関係が、所有関係(ownership relationship)を成立させるものでない場合は、その金融商品を負債として扱うことが提案されている。ある金融商品が「所有関係を成立させる」とは、

(1) その金融商品が社外流通済株式であり、強制的な償還義務条項を有していない場合、

(2) その金融商品が、金融商品発行者の株式の発行による決済がその発行者に許容または要求される義務であり、また、満期におけるその義務の決済時点において金融商品の保有者に引き渡される価値が変動する限りにおいて、その変動が発行者の株式の公正価値の変動に起因し、等価であり、同方向である場合、のいずれかをいう(公開草案, par.3a)

この公開草案によって提案されたFAC6の負債の定義に関する修正は、負債と資本プロジェクトの第2フェーズ以降に持ち越されている(FAS150, pars.B17-18)。もっとも、一定の自社株式の発行義務については、この修正の趣旨を反映して、すでに負債計上が求められている。

務に関するものもある。

このように、米国では、理念的には負債確定アプローチがとられている。しかし、下記に示すように、一部の優先株式が負債と資本の中間に区分されることもあり、また、割賦販売において割賦基準を採用した際の繰延利益についても実務の慣行として負債計上される場合等があり、概念フレームワークに従わないケースも見受けられる²⁶。

ロ．償還義務株式の発行および償還の会計処理

米国基準における一般的な株式の発行および償還の会計処理は、以下のとおりである。

まず、株式発行時の会計処理をみると、額面株式 (par value stock) については、額面額は資本金に、発行額がそれを超える場合の当該超過額は資本剰余金 (paid-in capital in excess of par または additional paid-in capital) に計上される。また、無額面株式 (no-par stock) については、原則として発行額を資本金とするが、表示価額 (stated value) がある場合には、例外的に、表示価額を資本金とし、それを超える部分を資本剰余金とすることもある²⁷。

次に、株式償還時の会計処理をみると、企業が自社の株式を消却する場合、または、消却を前提として自己株式を買い受ける場合には、額面価額あるいは表示価額相当分を資本金から減額し、取得価額が額面価額あるいは表示価額を上回る場合は、株式の発行回ごとの資本剰余金を上限として資本剰余金または利益剰余金から控除し、取得価額が額面価額あるいは表示価額を下回る場合は、差額を資本剰余金に計上する。また、消却以外の目的で株式を買い受けた場合には、こうした会計処理のほか、資本勘定全体から間接的に控除する形式で表示することもできる²⁸。なお、株主への配当については、確定時に利益剰余金から未払配当金等の科目で負債の部に振り替えられる。以上が一般的な株式の処理である²⁹。

これに対してFAS150に規定される強制償還義務株式は、その償還が発行事業体の清算・終了時に要求されるのでなければ、当初より負債として区分される (par.9)。その理由として、FAS150では、強制償還義務株式が前述した負債の3つの特徴を有し、現行の概念フレームワークで定められている負債の定義を満たすためとされている (par.B20)。そして、当該株式の配当は、損益計算書上、費用として計上される (pars.A5, B62)。

他方、条件付償還義務株式は、一定の条件の達成により償還義務が生じるものであるため、当初は、強制償還義務株式の定義を満たさない。しかし、その後の状況の変化により、償還の条件となる事象が発生する、または、その事象の発生が確実

26 Kieso, Weygandt, and Warfield [2004] pp. 926-927、FAC6, pars. 232-234参照。

27 Kieso, Weygandt, and Warfield [2004] pp. 727-747参照。

28 APB意見書6号, par.12, ARB43, Ch1B参照。

29 各州の法律により、こうした原則とは異なる処理を行う場合には、その事実を開示することが要求されている (APB意見書6号, par.13)。

になること等で、条件付償還義務株式が強制償還義務株式の定義を満たしたときは、強制償還義務株式として取り扱われ（FAS150, par.9）、それまで資本に区分されていた株式は、その時点の公正価値で資本から負債に再区分される（FAS150, par.A7）。

なお、SEC規則に基づき財務諸表を作成する企業については、FAS150適用前から、強制償還義務条項または発行者のコントロール外の償還条項の付された優先株式（償還優先株式：redeemable preferred stock）は、資本勘定から区分して表示することとされていた。会計連続通牒268号（以下「ASR268」という）³⁰には、SECの見解として、このような償還優先株式は、通常の資本と著しい違いがあり、負債（debt）と類似する特徴を有することから、恒常的な資本と区別するため、この種の証券に付随する将来の支払義務を明らかにすることが必要であると記されている³¹。

具体的には、

- (a) 固定日または決定可能な日に、固定価格または決定可能な価格で償還義務を有する株式
- (b) 保有者の選択により償還義務が課される株式
- (c) 将来の利益から償還が行われる株式のように償還条件が発行者のコントロール内にない株式

は償還優先株式の見出しで区分し、株主資本（stockholders' equity）に含めて表示することも、非償還株式（non-redeemable）、普通株式（common stock）、他の株主資本（other stockholders' equity）と合算して表示することも禁止されている（Regulation S-X 5-28(d)）³²。なお、FAS150の適用以降、FAS150の対象となる株式についてはASR268の対象から除かれているが、それ以外のものについては、従前通り、負債や株主資本と区分して表示されることとなる。

八．負債と資本の区分に関する議論と動向

償還義務株式を含む金融商品の負債と資本の区分問題については、1990年8月にFASBの討議資料「負債・持分金融商品の区分及び両者の特徴を併せ持つ金融商品の会計処理に関する問題の分析」（Discussion Memorandum: an analysis of issues related to Distinguishing between Liabilities and Equity Instruments and Accounting for Instruments with Characteristics of Both）（以下「FASB討議資料」という）が公表されている。この中では、負債と資本の両方の特徴を有する金融商品として、強制償還義務株式、自社株式に関する売却プット・オプション（put option on an enterprise's own stock）、自社株式に関する売却コール・オプション（call option written on an

30 脚注24を参照。

31 ASR268では、こうした証券が負債かどうかという概念上の問題や、それに伴う配当や消滅の認識に関する損益計算書上の扱いについては、取り上げないとしている。ただ、結論を出さないまでも、そのような問題があることは認識されており、同じような償還条件を持たない株式とは区分して表示するという対応がとられている。

32 一方、償還されない優先株式、または、発行者の選択でのみ償還される優先株式は、償還優先株式と別に表示される（Regulation S-X 5-29）。

enterprise's own stock) 等が取り上げられ、負債と資本の表示に関する幅広い論点の整理が試みられた。また、現行の負債の定義を前提としない貸方の区分方法についても検討がなされた。さらに、転換社債、プット・オプション付普通株式 (puttable common stock) といった基本的な要素に負債と資本の両方の性格が入り込んでいる複合金融商品について、その表示方法の検討が行われた。

その後FASBは負債と資本の区分問題についての検討を休止していたが、1996年に活動を再開し、2000年10月に公開草案「負債、資本あるいは両者の特徴を持つ金融商品の会計」(Accounting for Financial Instruments with Characteristics of Liabilities, Equity, or Both)(以下「FASB公開草案」という)を公表した。FASB公開草案では、金融商品により保有者と発行者との間で確立される関係の性質に基づいて負債が資本かの区別を行うことが提案され、2003年5月、プロジェクトの第1フェーズの成果としてFAS150が公表された。このなかでは、強制償還義務株式、資産譲渡による自己株式の買戻義務、および株式交付により決済するが、その交付株式数が変動する特定の義務について負債として取り扱うことが明確化されている。

前述のとおり、FAS150では、その対象を、特定日または決定可能な日(または、生じることが確かな事象の発生時点)において償還する無条件の義務を有する証券に限定しているため、ASR268で扱われた償還義務株式の一部についてしか対応されていない。特に条件付償還義務株式の会計処理については、転換社債や他の複合金融商品でも同様の問題が生じるため、これらを一緒に扱うことが適当との理由から、このプロジェクトの次のフェーズで検討すべき問題として掲げられている(FAS150, par.B25)。

現在進められている負債と資本プロジェクトの第2フェーズでは、負債と資本の性質を有する金融商品について、その発行体が当該金融商品を資産、負債または資本のいずれとして表示するかを決定するための原則を設定し、さらに、この原則と首尾一貫するように、資産、負債および資本の定義を改訂することを目的に検討が行われている。第2フェーズで検討すべき論点は大きく3つに分かれており³³、このうち、単一の構成要素からなる金融商品の区分については、2005年7月にマイルストーン・ドラフトが公表されている。これによれば、金融商品を負債と資本のいずれかに区分するための原則として、所有関係と決済関係を組み合わせた新たなアプローチが登場している。すなわち、当該金融商品の保有者が企業に対して所有権を有しているかどうか(所有関係)および当該金融商品が究極的にどのような金融商品による決済を要求しているのか(決済関係)という2点が問われ、この2つの関係の組み合わせで資本に区分するかどうかを判定する方法が提案されている。こうしたFASBの検討は、2005年4月のIASB会議でも報告されており、FASBと

33 第2フェーズで検討すべき論点は以下の3つに分けられている(山田[2005]59頁)。

- (a)単一の構成要素からなる金融商品の区分
- (b)複数の構成要素からなる金融商品、測定、表示、包括的アプローチおよび1株当たり利益計算
- (c)フィールドビジット、開示、経過措置および発効日

IASBのコンバージェンスに資するものと考えられている³⁴。

(3) 国際会計基準

イ．概念フレームワークにおける負債と資本の考え方

国際会計基準においても、米国基準と同様に、1987年に公表された「財務諸表の作成表示に関する枠組み（Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements）」（以下「IASB概念フレームワーク」という）において、貸借対照表の貸方は負債と資本に2区分することとされ、資本は、資産から負債を控除した残額として定義されている（IASB概念フレームワーク, par.49）。負債の本質的な特徴は、事業体が現在の義務を負っていることである。そのような義務は、契約や法制上の規定として法律的に強制されるものもあれば、通常の事業慣行や慣習、良好な事業関係の維持の期待や衡平上の行動から生じるものもある（同, par.60）。また、負債は過去の取引や事象の結果もたらされるものとされている（同, par.63）。

ロ．償還義務株式の発行および償還の会計処理

このような概念フレームワークにおける一般的な負債の定義に加え、国際会計基準では、IAS32号「金融商品：開示及び表示」（以下「IAS32」という）において金融負債が定義されている。これによれば、金融負債とは、他の事業体に対して、現金または他の金融資産を引き渡す義務、または、事業体に潜在的に不利な条件で、他の事業体と金融資産または金融負債を交換する契約上の義務、または、自社の持分金融商品で決済される（または決済される可能性のある）契約であって、(i)デリバティブ以外の契約については自社の持分金融商品の変動数を引き渡す義務がある（または、義務を課される可能性がある）契約であり、(ii)デリバティブ契約については固定額の現金その他の金融資産と自社の固定数の持分金融商品との交換以外の方法により決済を行う（または行う可能性がある）契約（ただし、ここでいう自社の持分金融商品には、それ自体が自社の持分金融商品の将来の受取りまたは引渡しに関する契約であるものは含まれない）とされている（IAS32, par.16）。

国際会計基準では、ある金融商品を負債または資本に区分する場合には、その法的性質ではなく、経済的実質に従って区分することが要求される（IAS32, par.15）。例えば、強制償還義務株式は、法的形態は株式だが、金融負債の定義を満たし、その全体が負債に区分される（IAS32, par.18(a)）。また条件付償還義務株式についても、事業体は、現金その他の金融資産を渡すことを避ける無条件の権利を有していないことから、条件付償還義務株式は金融負債の定義を満たすとされ、その全体が

34 山田 [2005] 59～61頁。

当初より負債として計上される（IAS32, pars.18(b), 25, BC12, 16-19）³⁵。株式が償還された際の会計処理についても、資本の構成要素に影響を与えることなく、負債残高がそのまま減少することとなる。また、負債として認識されている株式に対する配当支払も、損益計算書上、社債に対する利息と同様に、費用として取り扱われる（IAS32, par.35）。

なお、IAS32では、金融負債と資本の両方の要素を含むデリバティブでない複合金融商品については、金融負債の要素と資本の要素に区分して取り扱うこととされている（IAS32, par.28）。例えば、転換社債はこれに従って社債に相当する部分を負債に計上し、全体から負債部分を控除した残りを資本に計上する。この点、条件付償還義務株式についても、株式に償還請求権（自社株のプット・オプション）を付したものと捉えることが可能であるとすれば、複合金融商品としてプット・オプション（負債）と株式（資本）の各要素に区分できると思われるが、IAS32では、そのような取扱いはなされていない。

八．負債と資本の区分に関する議論と動向

従来、自社の持分金融商品で決済される契約のうち、当該持分金融商品の公正価値の変化によって決済される株式数が変動するものの、引き渡す公正価値が固定されている義務については金融負債とされる一方で、それ以外の自社株式の発行義務については、金融負債の定義には含まれていなかった。こうしたなか、2003年12月、IAS32が改訂され、より幅広く自社株式の発行義務を含むように金融負債の定義が拡張された。

その後、2004年4月に開催されたIASB・FASBの共同会議において、今後、負債と資本の区分に関するプロジェクトを、FASBの主導のもと、修正共同プロジェクト形態³⁶を用いて進めるかどうかを検討することが合意されている。これを受けて、2005年3月のIASB会議において、FASBから検討状況について報告がなされたのは、前述のとおりである。

(4) 小括

以上みてきたように、日本では、これまで償還義務株式の発行が稀であったこともあり、これを負債に区分すべきかどうかについてあまり議論がなされていない。

35 すなわち、発行者と所有者双方のコントロール外にある不確実な将来事象の発生または不発生により償還を求められる金融商品については、以下の場合を除き、金融負債として取り扱われる（IAS32, pars.25, AG28）。

(a) 偶発的な償還条項が純正（genuine）ではない、すなわち、償還を求める事象の発生が極めて稀な場合や、極めて異例であり、発生の可能性がかなり低い場合

(b) 発行者の清算時にのみ償還が求められる場合

36 IASB、FASBの一方が主なプロジェクト推進母体となり、両者のスタッフが参加する1つのスタッフチームでプロジェクトを進める形態。

こうしたなか、純資産会計基準が公表され、返済義務のあるものを負債に区分するとの考え方が適用されつつある。しかし、株式の払込額等は報告主体の所有者に帰属する株主資本でもあることから、現状でも、強制償還義務株式、条件付償還義務株式のように、一定の償還義務を有する場合であっても、発行当初より株主資本として計上される扱いになっている。

これに対して、国際会計基準と米国基準では、強制償還義務株式については、いずれも負債計上とされており、この点は共通している。その一方で、条件付償還義務株式の取扱いは異なっている。すなわち、国際会計基準では、発行者に現金その他の金融資産の引渡しを避ける無条件の権利がないことを理由に、その全体を金融負債とする。これに対して、米国では、いまだ検討途上として資本に区分されるほか、SEC規則に基づき財務諸表を作成する企業では、負債と株主資本の中間に償還優先株式の見出しで表示することとされている。このように、条件付償還義務株式については、日本では資本に、国際会計基準では負債に、米国では中間区分にと三者三様の取扱いをしている。

次に、日本および国際会計基準では、償還可能性といった将来事象が会計処理に反映されずに、発行当初の区分が株式の償還がなされるまでそのまま引き継がれる。これに対して、米国では償還義務が確定または確定になった場合に中間区分から負債区分への変更が行われるかたちで、償還義務に関する状況の変化が一定の範囲で反映されている。しかし、米国基準でも、負債としての性格が確定または確定に準ずる状態となるまで、そのような変化が反映されないものとなっている。

さらに、日本、米国、国際会計基準のいずれについても、条件付償還義務株式の複合金融商品としての性格が考慮されていない。ただし、米国においては、複合金融商品であることの認識はなされており、それを踏まえた検討が続けられている。

償還義務株式の配当に関する会計処理については、国際会計基準、米国基準で共通しており、負債計上されている場合には費用として損益計算書に計上される一方、資本計上されている場合には、剰余金からの処理となり、損益計算書には影響を与えない。

4．条件付償還義務株式の会計処理に関する検討

償還義務株式のうち、強制償還義務株式については、米国基準、国際会計基準ともに負債計上が適当と考えられている。日本基準では、負債計上が求められていないが、最近では、米国基準、国際会計基準とほぼ同じ考え方に沿って負債と資本（純資産）の区分に関する検討が進められてきていることや、国際的なコンバージェンス（収れん）を念頭に置いた会計基準開発が進められていることを踏まえると、今後日本についても米国等と同様の議論が行われる可能性もあると考えられる。

本節では、このような強制償還義務株式の取扱いを前提としたうえで、米国基準と国際会計基準において現行の取扱いが異なっている条件付償還義務株式の会計処

理のあり方について、検討を加えていくこととする。具体的には、まず、FASBが1990年に公表した前述のFASB討議資料の中で提案されている条件付償還義務株式の会計処理の代替方法を整理する。そのうえで、条件付債務に関する会計処理の適用可能性という観点から検討を行う。また、基本的な金融商品への区分という観点からの検討を、転換社債の会計処理に関する議論を踏まえて補足する。

(1) FASB討議資料で提案されている条件付償還義務株式の会計処理の代替方法

FASB討議資料によれば、現行の負債と資本の定義を前提とした場合³⁷の条件付償還義務株式の会計処理として、主たる性質に基づいて資本とする、主たる性質に基づいて負債とする、償還の可能性を勘案して負債と資本に区分する、複合金融商品として基本的な金融商品に区分して、それぞれの性質に応じて負債と資本に区分する³⁸等の方法が示されている。このような方法には、負債と資本の両方の性質を有する株式を単一で処理するか区分して処理するか、償還の蓋然性等事後の状況の変化に応じて当初の処理を変更するか否か等、通常想定される会計処理のバリエーションが考慮されていると考えられる。日本基準の対応は であり、国際会計基準の対応は である。米国会計基準の対応は とも ともいえるが、 と捉えた場合、償還の可能性を会計処理に反映する分岐点は、償還が確定または確定に準ずる段階と比較的遅い段階である。

強制償還義務株式を負債として、償還義務を課されない株式を資本として会計処

37 FASB討議資料では、現行の負債と資本の定義を前提としない貸方の区分方法として、(a)資本を定義したうえで残りを負債とする方法、(b)負債にも資本にも属さない第3の区分を設ける方法、(c)負債、資本といった区分を設けない方法についても検討している。こうした方法の妥当性については、これまで議論があったが、条件付償還義務株式のように、負債と資本の性格を併せ持つ金融商品が増加するにつれて、今後ますますの課題となろう。

現行の米国では、前述のように、一定の株式を株主資本とは区別して表示することとされており、これは第3の区分を設ける方法に類似する。また、この方法には、例えば、転換社債や償還条項付株式のように負債と資本の両方の性質が混在している商品をまとめ、条件付持分という中間的な区分を設けて表示するというバリエーションも提案されている。この第3の区分を設ける方法のうち、負債と資本の両方の特徴を有する株式を1つのカテゴリーに含めるといった提案については、見積りの困難さという問題はないものの、償還可能性を勘案した会計処理が行われず、また、第3の区分と損益計算書との対応が不明確となるという欠点を有している。また、第3の区分の定義の仕方がいかに新たな境界問題を生み出す可能性もある。

38 FASB討議資料では、すべての金融商品がいくつかの固まり（基本的な金融商品）の集合から構成されるとの前提に立ち、認識と測定の部分について、基本的金融商品アプローチが展開されていることが紹介されている。その基本的要素は暫定的に次の6つに特定されている。

- a. 無条件の受取り - 支払契約
- b. 条件付の受取り - 支払契約
- c. 金融オプション契約
- d. 金融保証またはその他の条件付交換契約
- e. 金融先渡契約
- f. 持分金融商品

理することをそれぞれの端点とすれば、条件付償還義務株式はその中間的な状態に位置すると考えられる。条件の成就の可能性が高くなれば、より負債に近くなり、また、条件の成就の可能性が低ければ、より資本に近くなる。このような条件付償還義務株式を、 または のように、全体として負債または資本に計上することは、会計処理が明確であるといった長所がある反面、条件成就の可能性が当初から変動した場合、負債・資本の過大・過少計上につながるおそれがある。

このため、負債と資本の両方の性質を有する特徴を表現する方法として あるいは の可能性を考えると、まず、株式の償還義務によるキャッシュ・アウトフローの可能性をより実態に沿って表示することが望ましいとの観点からは、例えば、全体を条件付償還義務が内包された金融商品として捉えたうえで、 のように償還可能性を勘案して負債と資本に区分する方法が考えられる。こうした方法を、FASB 討議資料にならって、「蓋然性基準アプローチ」(probability-based approach)と呼ぶ。あるいは、このような金融商品は、新株予約権付社債のように、いくつかの基本的な金融商品の組み合わせにより成り立っているとの理解のもと、 のように複合金融商品として基本的な金融商品に区分して表示する方法も考えられる(冒頭で述べたとおり、本稿では、こうした方法を「構成要素アプローチ」と呼ぶ)。

このうち、 の蓋然性基準アプローチをとる場合には、将来事象の発生により確定する現在の義務をどのようにして会計処理に反映させるかが問題となり、例えば、蓋然性の捉え方や会計処理の対象を金融商品の全体とするか一部とするか等いくつかの可能性が考えられる。冒頭で述べたとおり、条件付償還義務株式は、一定の事由の発生・不発生により償還義務が課せられるかどうかが決定的であるという点で、債務保証等の他の条件付債務と共通している。こうした点に着目すれば、条件付償還義務株式の会計処理を考えるに当たっては、他の条件付債務に関する会計処理と同じ考え方に基いて対応することが望ましいとの見方も可能であろう。こうした比較検討は、会計上、将来事象をどのように反映させるかについてより広い範囲で整合的な取扱いを可能とするうえでも有用と考えられる。

他方、 の構成要素アプローチをとる場合には、技術的な困難性は別にして、資本的要素と負債的要素から成る複合金融商品として表示することにより、発行した金融商品が抱えるリスク特性を捨象せずに表現することが可能となるメリットがあると考えられる。このような考え方は、複雑な金融商品の発行の増加に伴い有力な考え方となってきている。

以下、これら2つの方法につき、順次検討する。

(2) 蓋然性基準アプローチの適用可能性

前述のように、蓋然性基準アプローチは、償還可能性を勘案する点で、条件付債務の会計処理と共通していると考えられる。そこで、ここでは、日本基準、米国基準および国際会計基準における条件付債務に関する現行基準を概観したうえで、それらの条件付償還義務株式への適用可能性について検討する。

イ．条件付債務の一般的な会計処理

日本基準では、実際の支出または損失が将来において確定するものであっても、その原因が当期以前に発生している場合には、合理的な見積りにより、その費用または損失を認識していくこととしており、その見積計上に伴う会計技術上の貸方項目は引当金と呼ばれている（企業会計原則注解18 以下、「注解18」という）。すなわち、引当金は、その設定対象となるべき将来の支出または損失が特定されており、その発生の可能性が高く、その原因が当期以前の事象に起因し、合理的に金額が見積もられることを条件として設定される。こうした引当金は、一般に、費用収益の対応による期間損益計算の適正化を目的に計上されるものであり、引当金が負債の定義を満たすかどうかという観点から計上が求められるものではないと考えられている。

次に、米国基準で条件付債務を扱った会計基準としては、代表的なものとして、財務会計基準書5号「偶発事象の会計処理」（以下、「FAS5」という）がある³⁹。FAS5では、損失の事実を確認する将来事象の発生可能性が高く財務諸表日において負債が発生していた可能性が大きい、損失の合理的な見積りが可能という2つの条件が整う場合には、その見積りによる損失を計上することが求められる（FAS5, par.8）。一方、損失の発生可能性が合理的にありうる場合には、会計処理までは行われないものの、可能性のある損失の見積り等一定の事項を開示することが要求されている（FAS5, par.10）⁴⁰。

国際会計基準では、IAS37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」（以下、「IAS37」という）が引当金および偶発債務について扱っている⁴¹。これによれば、引当金（provision）は、時期または金額に不確実性のある負債であって、過去の事象の結果として現在の義務がある、経済的便益を持つ資源の流出が義務の決済に必要とされる可能性が高い、義務の金額に関する信頼のある見積りが行われるという

39 このほか、退職給付を扱ったFAS87、資産除却債務を扱ったFAS143等がある。

40 このように、FAS5では、負債が生じている可能性が高い場合に負債を認識するという、いわゆるプロバリティ（probability）要件が付されている。この場合、可能性が一定の段階を超えて初めて負債に計上されることから、会計情報の不連続性が問題とされている。これに対して、近年の基準設定では、その発生可能性を負債の測定に織り込む方向性がみられ（FAS87, FAS143等）、会計情報の連続性が達成されることが期待される。そのような測定の枠組みについては概念フレームワーク7号（FAC7）ですでに示されているものの、実際の適用可能性は、過去の実績等から複数のシナリオとその可能性（確率）が検討できる範囲に制約されるものと考えられている。

こうしたなか、FASBでは、現在、概念フレームワークの見直しに関するプロジェクトの一環として、資産および負債における発生可能性や不確実性を概念フレームワークや会計基準においてどのように扱うかについて検討が進められており、2005年9月、この問題に関するコメント募集ペーパー（Selected Issues Relating to Assets and Liabilities with Uncertainties）が公表されている。

41 ただし、IAS37はIAS39で扱う金融商品は対象外としており、直接には条件付償還義務株式は扱わない。なお、IAS37については、2005年6月に改訂草案が公表されている。そこでは、偶発性（contingency）が、決済金額が将来の事象の発生不発生に依存する条件付の義務と、そうした条件が満たされた場合に義務を遂行しなければならない待機状態にある無条件の義務から構成されるものとして捉えられている（pars.22,24）。そして、そのような無条件の義務から負債は生じるとして、従来の将来事象の発生可能性の程度を負債の認識規準としてではなく、測定の要素に含めることが提案されている。

3つの要件により計上される。また、国際会計基準においてもFAS5と同様に、その可能性の程度に応じて、会計処理が求められることとなる。なお、IAS37は、FAS5と同じく、将来の費用的支出を前提にしているとも考えられるが、より負債としての性格に着目した表現となっている。

以上のように、日本基準、米国基準、国際会計基準ともに、事象や条件の発生可能性と合理的な見積りの可能性を負債認識のトリガーに採用することにより、条件の達成可能性を会計に反映させるとの考え方が基礎にある点で共通している。また、日本基準と米国基準では、費用・損失の合理的な見積りを求めている点で共通している。一方で、日本基準では、条件付債務の負債計上に当たり、費用・損失の見返りとして計上するのに対し、米国基準、国際会計基準は、負債が発生しているかどうかを検討されているといった違いがある。

ロ．偶発事象の会計処理の条件付償還義務株式への適用

条件付償還義務株式について、例えば、株式の発行当初は、その全体を資本に計上するという会計処理を行う場合でも、4節(2)イ.でみたような条件付債務の会計処理の基礎にある考え方に従い、その償還可能性が一定の水準を超え、かつ、その合理的な見積りが可能となった段階で、当該見積額を負債計上する（資本から負債に再区分する）という処理（いわば配当金予定額を負債に未払計上するようなもの）を行うことが考えられる（蓋然性基準アプローチの適用）⁴²。

このような考え方は、すでにNair, Rittenberg, and Weygant [1990] により示されている。同論文では、ASR268におけるSECの対応を概観したうえで、強制償還義務優先株式は概念フレームワークの負債の定義を満たしており、負債として区分することが提案されるとともに、強制償還義務優先株式の配当についても、負債の表示と対応して損益計算書上、費用として表示することが提案されている。また同論文によれば、敵対的買収に対抗するために、他社が自社の所有権の多数を獲得する場合に限り、強制償還される条項を付した優先株式を発行している会社があることが指摘されている。ASR268のSECの定義では、「発行者のコントロール内とは限らない償還条件を有する」株式に焦点を当てていることから、こうした反敵対的買収条項を付して発行された株式は、償還優先株式に関するSEC規則の適用を受け、株主資本から除かれる。これに対して、Nair, Rittenberg, and Weygant [1990] では、このような状況のSEC規則は、負債に関するFASBの概念と整合しておらず、こうした株式の会計処理はFAS5を指針とし、株式の貸方の区分を決定する際にはその償還確率を考慮すべきとしている。もし、償還確率がほとんどゼロであれば、株式は資本の本質的な特徴を維持していることから、資本として区分すべきであり、偶発性の性質に関する十分な開示が財務諸表に含まれるべきであるとしている。

42 脚注40、41のような負債の発生可能性や不確実性に関する取扱いが、今後、幅広く受け入れられるとすれば、償還可能性を負債の認識基準の1つとせず、測定における合理的な見積りの要素として勘案する方法も考えられよう。

八．蓋然性基準アプローチを適用する際の課題

条件付債務と同様に、条件付償還義務株式について蓋然性基準アプローチを適用する場合、先にも述べたとおり、行使前の段階でキャッシュ・アウトフローの可能性を投資家に適時に伝えることができるほか、将来事象の会計への反映のさせ方についてより広い範囲で統合的な取扱いがなされうるといふ利点がある。

一方、この方法には、例えば以下に示すような検討課題もあると考えられる。

(イ) 法的権利・義務を誤解させる可能性

蓋然性基準アプローチを適用する場合の問題として、提供される情報が、条件付償還義務株式を保有する者の権利について誤解を与える可能性があるという点が挙げられている（FASB討議資料，par.369）。つまり、権利行使が行われていない段階で、あたかも権利行使が行われたかのような情報が財務諸表利用者に伝達される可能性があることが指摘されている。

もっとも、こうした問題は、債務保証等の偶発債務でも同様に生じる。そのため、例えば日本では、注解18に関する見積額を計上する場合には、引当金として、他の負債と区別して表示するとともに、その見積方法について開示を要求している。とすれば、条件付償還義務株式についても、表示方法の工夫等により、対応が可能ではないかと考えられる。

(ロ) 資本における会計処理・表示

上述のように、蓋然性基準アプローチを適用し、条件付償還義務株式を当初資本に計上したうえで、償還可能性の合理的な見積額を負債計上する場合には、資本からの控除をどのように表示すべきかという点が問題となる⁴³。特に日本の場合、払込額を表す資本金および資本準備金の取崩しは株主総会や債権者保護手続が必要とされていることや、払込額が数種類の株式について一括表示されていること等の事情があり、問題がより複雑になると考えられる。

この問題は、償還義務の確定前に関するものと、確定後に関するものに大別される。まず前者については、償還義務確定前の段階で資本からの控除を貸借対照表上どのように表示するかという点が問題となる。償還義務確定前の見積りによる資本からの控除は、前述のような自己株式の会計処理と比較して、より暫定的な状態といえる。このため、現行の自己株式の表示を参考にすれば、資本の各勘定項目から

43 蓋然性基準アプローチについては、償還義務によるキャッシュ・アウトフローの可能性をより実態に沿って表示するという趣旨からすれば、償還の可能性を考慮した合理的な見積額が増加した場合には、条件付償還義務株式の全部あるいは一部を資本から負債に再区分するとともに、見積額が減少した場合には、負債計上した償還義務の全部または一部を再度資本に戻し入れることが適当と考えられる。しかし、そうした処理が、法律上の義務を基調とした金融負債のオンバランス・オフバランスに関する現行の会計基準に照らして認められるかどうかは、なお検討を要しよう。

直接控除して示すよりも、資本全体から間接的に控除する形式⁴⁴で示すことが考えられよう。ただし、(イ)と同様、資本からの控除が見積りによることを示すように、表示・開示面での工夫が必要であろう。

なお、条件付償還義務株式の償還額がほぼ株式払込金に紐付けられる場合には、払込資本(資本金、資本剰余金)からの間接控除により表示することも考えられる。しかし、払込額と償還額の対応が明らかでも、その減少に一定の法的手続を要求している趣旨を踏まえると資本金や資本準備金から間接控除して表示する形式は許容されないであろう。さらに、償還義務確定前の暫定的な状態であることも考慮すれば、現行では、全体からの控除が適当と考えられよう。

次に、後者の償還義務の確定後において、負債に計上される償還額を資本項目からどのように控除するかという点についてみると、償還義務の確定後であっても株式を取得する前であれば、自己株式の会計処理と比較してより暫定的な状態であるため、償還義務確定前の場合と同様に、資本全体から間接控除する形式で示すことが適当と考えられよう⁴⁵。

44 例えば日本の「自己株式等会計基準」によれば、取得された自己株式については、一括して資本全体の控除項目とする考え方のほかに、資本の部の構成要素に配分して直接減額する方法等が考えられてきたとされている(32項)。日本では一括して資本全体の控除項目とする考え方が採用され、資本の各要素に配分する方法は採用されていないが、その背景には、自己株式の取得はあくまでも暫定的な株式保有状態であり、その後の処分、消却が予定されているとの考え方がある。また、例えば市場から自社の普通株式の取得を行う場合、市場価格と貸借対照表の資本の部は直接連動しておらず、自己株式の取得が資本の払戻しと整理されても、前もって資本のどの要素に対応するかを特定することは困難といった事情もあると考えられる。

45 なお、株式取得後の処理としては、負債計上されている条件付償還義務株式を金銭等の支出に応じて株式の取得分(償還額)だけ減額することになるが、その際、資本の部に間接控除の形式で表示されているマイナス部分(条件付償還義務株式の全部または一部を資本から負債に再区分するときになされたもの)の処理が問題となる。まず、取得の時点では、自己株式の取得・保有に相当することから、現行の自己株式の会計処理を前提とすれば、引き続き株主資本からの間接控除として表示されることとなる。

これに続いて消却を実施する場合には、株式自体が存在しなくなることから、株主資本の部のいずれかの項目を減額(控除)し、マイナス部分を埋めることにより、マイナス部分を消去(ゼロに)する必要がある。その際、資本の部のいずれの項目を減額するのにかについては、会社の意思決定に従い、その他資本剰余金またはその他利益剰余金(繰越利益剰余金)のいずれかを減少させることになると考えられる。この場合、条件付償還義務株式の償還額がまだ払込資本に含まれていると想定される場合には、会計的には払込資本からの控除が適当と思われるが、当初の払込資本(資本金および資本準備金に計上)からの控除は、株主総会決議や債権者保護手続という一定の手続を経ない限り、行うことができない。そこで、その他資本剰余金からの控除とすれば、法律上で要求する手続を経ずに会計上の要請としての払込資本と留保利益の区分が達成されるが、現行の自己株式等会計基準が会社法の資本制度の趣旨を踏まえてその他資本剰余金のマイナスを許容していない(41項)ため、控除額がその他資本剰余金を上回る部分はその他利益剰余金(繰越利益剰余金)から控除するしかないと考えられる。このため、条件付償還義務株式が消却される際には、株主資本項目の一部が直接控除される結果、払込資本と留保利益の混同が起こる可能性が大きくなる。そうした混同は、優先株式を多額に発行している会社については、資本金や資本準備金の取崩しをしない限り、回復しないといった問題が生じることとなる。

もっとも、こうした混同は、条件付償還義務株式の場合だけでなく、消却される社債型優先株式全般に生じるものである。また、普通株式においても、すでに、資本の各要素との紐付けが不可能となっていることや、会社の意思決定に従いその他資本剰余金、その他利益剰余金(繰越利益剰余金)のいずれからも控除可能としていることから、すでに払込資本と留保利益の区別は純粋なたちでは達成されていないとの考え方もあろう。

(八) 測定可能性の問題

蓋然性基準アプローチについては、条件達成（償還）の可能性やその償還額の測定可能性の問題が指摘されている。すなわち、保有者からの請求を条件とする条件付償還義務株式の場合、発行会社にとっては、相手方の意思決定に条件の達成が委ねられている。発行会社としては、自らを魅力的な会社にする等、間接的に保有者の行動に影響を与える行動をとることが可能ではあるものの、保有者の権利行使を妨げることはできない。とすれば、会社にとって、条件付償還義務株式の条件達成の可能性およびその償還額を見積もることが困難というケースも少なくないと思われる。このような事情は、発行者および保有者のコントロールの及ばない事象の発生を条件にしている場合も同様であろう。

この点、会社が条件付償還義務株式を多数発行しており、当該株式の保有者が多数存在する場合には、多数の小口商品を販売する場合の製品保証に引当金を計上するケースに類似しており、統計的なデータから合理的な見積りを行うことも可能となる場合もあると考えられる。しかし、発生可能性の検討や合理的な見積りが可能かどうかは一概にはいえず、ケース・バイ・ケースの検討が必要なものと考えられる。

もっとも、このような測定可能性の問題は、条件付償還義務株式に限られたことではなく、将来発生する事象に確定が依存されるような義務の見積り全般に共通するものである。このため、合理的な見積りにより達成される会計情報の目的適合性と、その情報の信頼性をどのようにバランスさせていくかについて、条件付償還義務株式だけでなく、より広い視点から検討していく必要があると考えられる。また、見積りには経営者の裁量の働く余地が大きいことから、妥当性を欠く見積りにより財務諸表利用者が損害を被る可能性がある場合や、反対に、過度に経営者が責任を負うことになる場合があると考えられる。そのため、利害関係者が理解可能な枠組みに基づいて見積りを行うとともに、そうした見積りの基礎を開示させ、財務諸表利用者が見積りのリスクを判断する材料を提供する必要があると考えられる。

(二) 利益計算との関係

蓋然性基準アプローチの採用は、利益計算との関係でも問題が生じる（FASB討議資料, par.370）。一般的に、負債と資本の区分は利益計算の前提としても機能している（FASB討議資料, par.66）。このため、米国基準や国際会計基準では、強制償還義務株式に関する配当の全額が費用として扱われる。しかし、条件付償還義務株式については、その全額が負債または資本に区分されないことも考えられ、また、その金額は合理的な見積額の変動に対応して每期変動しうることから、負債と資本の区分を利益計算の前提としてよいかという問題が生じる。

この点、負債と資本の区分と利益計算との連動性を重視するのであれば、負債部分に比例した配当額については、以後、費用として扱われることとなる。しかし、負債に対応した配当と資本に対応した配当は、同じ法的手続に従い支出がなされるものであり、両者を分ける必然性は乏しいように思われる。また、元本の見積りに応じて、費用とされる部分が変動し、利益の変動可能性が高まることとなる。この

ような不都合な点を考慮すれば、例えば資本から負債に計上された部分に対応する配当額についても、費用として扱うのではなく、資本部分と同様に、利益の分配（配当）として扱う（前述のように、いわば配当予定額を負債計上するようなものとして扱う）との考え方もできよう。あるいは、負債と資本の区分と利益計算の区分とを連動させずに、例えば、発行者が発行した商品ごとにどのような資金負担が生じたのかを明確にし、普通株式等の最終劣後持分に関する利益を別途（例えば注記で）示す等、利益計算の局面においては、貸方に区分が設けられていないのと同様に扱うという考え方も一案であろう。こうした考え方のほうが、より投資家の情報要求に応えるものといえるかもしれない。蓋然性基準アプローチを採用する場合には、負債と資本の区分に連動させて利益を示す必然性についても改めて検討する必要があると思われる。

（3）構成要素アプローチの適用可能性

次に、条件付償還義務株式の会計処理として、基本的な金融商品に区分して表示するアプローチ（構成要素アプローチ）の適用可能性について検討する。

イ．構成要素アプローチの考え方

条件付償還義務株式を複合金融商品として捉え、それを構成する基本的な金融商品に区分して表示する考え方は、現在の金融取引の実態に即したものであり、適当との見方がある。現在の金融取引では、元の商品を分解し合成することで、異なるキャッシュ・フローを組成し新たな商品に仕立てることも多い。このため、こうした商品を、会計上、基本的な要素に分解して表示することは、その商品の持つ経済的な実質をより適切に示すことになるとの考え方に立つものである（FASB討議資料, par.415）。

このような基本的な金融商品への区分という考え方は、従来からも、転換社債等の複合的な金融商品の会計処理として検討されてきたものである。転換社債は、社債本体と社債を株式に転換する保有者の請求権である転換権（発行者からみた場合には転換義務）から構成されるため、その会計処理においては、それらを区分して処理すべきとの主張が有力とされている。実際、国際会計基準ではそうした処理が求められており、日本基準でも、1つの選択肢として示されている。

また、負債と資本の両方の性質を有する複合金融商品以外においても、例えば、金融商品の譲渡の会計処理について同様の考え方が示されている。すなわち、米国財務会計基準書140号「金融資産の譲渡及びサービス業務、負債の消滅に関する会計」やわが国の金融商品会計基準では、譲渡資産の全体もしくはその一部に対する支配が移転した場合に、移転した構成要素の認識を中止するという、いわゆる財務構成要素アプローチが採用されている。また、米国会計基準、国際会計基準、日本基準のいずれも、デリバティブが内在している金融商品については、デリバティブ取引の会計処理との整合性から、一定の場合に主たる金融商品から区分して処理す

ることが求められている。このように、一部では、構成要素に分解する実務が採用されている。

ここで、例えば条件付償還義務株式の1つとしてFASB討議資料でも取り上げられているプット・オプション付普通株式の区分処理について考えてみると、普通株式の要素と、現物の株式を所定の金額で買い戻す（physical settlement）義務（売建プット・オプション）を示す要素⁴⁶に分かれるであろう。このうち普通株式は、発行者に何ら義務を生じさせるものではなく、また、FASB討議資料で提案されている基本的な金融商品であることから、持分金融商品として資本に区分されるであろう（FASB討議資料, pars.52-53）。他方、売建プット・オプションについては、金融オプション契約として基本的な金融商品と扱われ（FASB討議資料, par.47）また、一定の現金支払義務を発行者が要求されることから、負債に区分されることとなる。

このように普通株式部分と売建プット・オプション部分に区分することにより、プット・オプション付普通株式の発行者が負う一定の義務を表示することとなり、売建プット・オプションが含まれていない普通株式との違いを財務諸表に表すことが可能となる（FASB討議資料, par.373）。

ロ．構成要素アプローチを適用する際の課題

このような構成要素アプローチを条件付償還義務株式の会計処理として適用することは、金融商品の経済的実質を示すことから適当と考えられるとしても、概念的・技術的観点から、例えば以下のような検討課題があると考えられる。

（イ）測定可能性の問題

構成要素アプローチを適用する際の問題点として、蓋然性アプローチの場合と同様、償還義務要素の測定可能性の問題が考えられる。前述のように、普通株式部分については、売建プット・オプション自身もしくは普通株式が市場で頻繁に取引されているのであれば、一般に、その公正価値のデータやオプション評価モデル等を基礎とした算定が可能と考えられる。他方、売建プット・オプション部分については、デリバティブ取引として、每期、公正価値により評価が行われることとなる。

しかし、償還義務が株式に付随しており、かつ、例えば、わが国の優先株式のように市場で取引されていないとの理由から株式の公正価値が容易に入手できない場合、オプション部分の価値の算定は困難である。しかも、プット・オプションの場合には、ブラック＝ショールズ・モデル等、一般に認知される評価式があるが、オプション以外の一定の事象の発生・不発生によって償還が行われるケース⁴⁷につい

46 FASB討議資料では、プット・オプション付普通株式に関するこれ以外の決済形態として、行使価格と行使時点の公正価値の差額を現金で支払う方法と、その差額の価値分の株式の発行による方法が示されている（par.372）。

47 FAS150, par.B53参照。

ては、そのようなモデルが必ずしも存在しているとは限らず、その測定はさらに困難なものとなる。

(ロ) 株式会社と償還義務要素との不可分性、区分処理の判断規準

プット・オプション付普通株式の事例について考えると、保有者がプット・オプションを行使する（償還請求を行う）場合には、普通株式に関する権利・義務は消滅し、一方、プット・オプションを行使しなければ、普通株式に関する権利・義務が存続する。このように、条件付償還義務の場合、株式会社と償還義務要素は独立に存在せず、不可分の関係にあると考えられる。これに対して、株式と償還義務要素の2つの要素が独立に存在するならば、一方の状態が存続したまま、他方が消滅する等、不可分の関係にある場合に比べて多くの自由度が存在する。このため、両者が一体として不可分の関係にある場合とそれらが独立に存在する場合では、通常、異なる価値を持つと考えられる。こうした異なる価値は、2つの要素を基本的な会計上の要素として区分する場合、双方の要素に配分されるか、もしくは、一方に寄せられる結果となり、明示されないことになる。よって、条件付償還義務株式の会計処理として構成要素アプローチを適用するに当たっては、この不可分性に起因する経済価値をどのように会計上の要素として独立して表すべきか、もしくは、重要性等の観点から、こうした経済価値は会計上の要素として独立させずに、株式と償還義務要素のそれぞれの測定に反映することで足りるかどうかを検討する必要がある。

また、米国基準や国際会計基準では、株式とは別個になされた株式の償還義務契約について、株式会社本体に付随してなされた契約であるかのような会計処理が行われている。すなわち、米国基準では、現物（株式）決済による場合の先渡契約は、契約が行われた時点で、すでに現物決済が行われたかのように、株式の公正価値と同額を当初負債計上し、同額を資本から控除することが求められている（FAS150, pars.21, A11）。国際会計基準では、償還義務株式に付随しない条件付償還義務契約についても、償還義務株式の償還金額の現在価値に相当する負債があるとしている（IAS32, par.AG27(b)）。

このように、米国基準や国際会計基準では、一定の償還義務について株式と償還義務契約が一体であるかのように会計処理されており⁴⁸、その場合には、元の株式

48 もっとも、FAS150では、株式の発行とは別個になされた株式の償還義務契約の会計処理につき、発行株式と一体のものとして扱うことが明確に規定されているわけではない。基準上は、現物決済による先渡契約につき、借入資金を利用して自己株式を購入した状況に類似するとの理由から、他のデリバティブと同様に会計処理すべきとの見解を否定しているにすぎない（par.B27）。しかしながら、このような先渡契約の会計処理（借入資金を利用して自己株式を購入した場合と同様の会計処理を行うこと）については、FASBのボード・メンバー（Foster氏）から、強制償還義務株式と、株式の発行とは別個になされた償還義務契約との間には著しい差異があるにもかかわらず、後者を前者と同じように扱うものであるとして反対する意見が出されている。また、IAS 32に関して、同様の反対理由がIASBのボード・メンバー（Leisenring氏）から指摘されている（IAS32, par.DO1）。こうした点を踏まえると、米国基準や国際会計基準では、株式の発行とは別個になされた株式の償還義務契約については、発行株式と一体であるかのように会計処理するものということができよう。

の償還に関する契約内容を変更した場合と同じように、償還義務要素の区分が財務諸表に反映されないこととなる。本稿では、強制償還義務株式については負債に計上することを前提としているため、確定的な償還義務契約についても、それが現物(株式)決済を前提とする場合に株式と一体として処理することが整合的と考えられるものの、こうした取扱いが条件付の償還義務にまで及ぶのかは明らかでない。このため、どのような場合に区分処理を求め、どのような場合に一体処理を行うのか、その判断規準を明らかにする必要があると考えられる。

5. おわりに

本稿では、無条件の償還義務が課される株式(強制償還義務株式)の負債計上を端点とした場合に、現行の債務性をメルクマールとした負債の定義に照らして、条件付償還義務株式を貸借対照表上どのように表示すべきかについて検討した。

条件付償還義務株式の現行の会計上の取扱いは、日本基準、米国基準、国際会計基準でまちまちであるが、いずれも、基本的には、主たる性質に基づいて区分するという方法がとられている。こうした方法は、取扱いが明確であり、財務報告作成者の恣意性を排除するという利点がある。しかし、将来のキャッシュ・アウトフローの可能性や、内在する経済的実質を表現しきれない問題がある。このため、本稿では、条件付債務の基礎にある考え方に倣い、条件達成(償還)の可能性を貸借対照表に反映させる会計処理(蓋然性基準アプローチ)の適用可能性と、条件付償還義務株式を複合金融商品として捉える立場から、それを構成する基本的な金融商品に区分して会計処理する方法(構成要素アプローチ)の適用可能性について検討し、それぞれの課題について整理した。

蓋然性基準アプローチでは、測定可能性の問題、資本からの控除方法、配当の損益計算書における表示等、いくつか解決すべき課題を取り上げたが、その多くは、現状の会計上の問題に共通する事柄であることを示した。また、構成要素アプローチでは、区分される償還義務要素の測定可能性、要素間の不可分性を会計上の要素もしくは測定に反映させる方法と区分処理が妥当とされる場合の判断規準を課題として取り上げた。

本稿では、株式に償還義務が付随する比較的単純な事例をもとに検討を進めたが、実際には、日本で発行されている優先株式のように、償還義務要素に加えて、他の要素(発行者に早期償還の権利を与える要素、取得者に他の種類の株式への転換権を与える要素等)が複数含まれている株式もある。これらの株式に含まれている権利・義務の要素は、相互に権利行使の可能性に影響を与え合うことから、より複雑な検討が必要となろう。また、複雑な商品性を持つ金融商品を複合金融商品として区分して取り扱う場合、基本的な金融商品は何かという点も課題となるであろう。

現在、米国では、FAS150に続く負債と資本プロジェクトの第2フェーズの対象として、IASBとともに負債の定義と実務上の取扱いに関する検討が進められている。

また、日本でも、概念フレームワークに関する研究報告が公表され、それに沿った貸借対照表の貸方表示に関する会計基準等が公表される等、負債と資本の区分についての関心が高まってきている。今後、発行される株式の多様化が進む中で、償還義務株式の会計処理は、ますます重要な課題になっていくものと思われる。

参考文献

- 稲葉威雄編、『実務相談株式会社法（補遺）』、商事法務、2004年
- 川村義則、「負債と資本の区分問題の諸相」、『金融研究』第23巻第2号、日本銀行金融研究所、2004年
- 木下公明、『優先株式 その理論と実務』、商事法務研究会、1991年
- 鈴木直行・古市峰子・森 毅、「負債に関する会計基準を巡る国際的な動向と今後の検討課題」、『金融研究』第23巻第2号、日本銀行金融研究所、2004年
- 徳賀芳弘、「負債と資本の区分 代替的アプローチの考察」、『企業会計』第55巻第7号、中央経済社、2003年
- 、「『討議資料』の特徴と論点 国内外へのメッセージ」、『討議資料 財務会計の概念フレームワーク』、中央経済社、2005年
- 藤原総一郎、『DES・DDSの実務』、金融財政事情研究会、2005年
- 山田辰己、「IASB会議報告（第44回）」、『JICPAジャーナル』No. 599、日本公認会計士協会、2005年
- Financial Accounting Standards Board (FASB), *Statement of Financial Accounting Concepts No. 6: Elements of Financial Statements*, Norwalk, CT: FASB, 1985.
- 、「Discussion Memorandum: Distinguishing between Liabilities and Equity Instruments and Accounting for Instruments with Characteristics of Both,” Norwalk, CT: FASB, 1990.
- 、「Exposure Draft: Proposed Amendment to FASB Concepts Statement No. 6 to Revise the Definition of Liabilities,” Norwalk, CT: FASB, 2000a.
- 、「Exposure Draft: Proposed Statement of Financial Accounting Standards ‘Accounting for Financial Instruments with Characteristics of Liabilities, Equity, or Both’,” Norwalk, CT: FASB, 2000b.
- 、「*Statement of Financial Accounting Standards No. 150: Accounting for Certain Financial Instruments with Characteristics of both Liabilities and Equity*, Norwalk, CT: FASB, 2003.
- 、「Milestone Draft Proposed Classification for Single-Component Financial Instruments and Certain Other Instruments,” Norwalk, CT: FASB, 2005.
- 、「Invitation to Comment: Selected Issues Relating to Assets and Liabilities with Uncertainties,” Norwalk, CT: FASB, 2005.
- International Accounting Standards Board (IASB), *International Accounting Standard 37: Provisions, Contingent Liabilities and Contingent Asset*, U.K.: IASCF, 1998.
- 、「*International Accounting Standard 32 (revised 2003): Financial Instruments: Recognition and Measurement*, London, U.K.: IASCF, 2003.
- 、「Exposure Draft of Proposed Amendments to IAS 37 Provisions, Contingent Liabilities and Contingent Assets and IAS 19 Employee Benefits,” U.K.: IASCF, 2005.
- Kieso, Weygandt, and Warfield, *Intermediate Accounting 11th Edition*, John Wiley & Sons, Inc, 2004.
- Nair, R.D., L.E. Rittenberg, and J.J. Weygant, “Accounting for Redeemable Preferred Stock: Unresolved Issues,” *Accounting Horizons*, Vol. 4, No. 2, American Accounting Association, 1990.

